

I. 盲学校の事例

当事者や地域と共に歩む教育相談を目指して

福井県立盲学校

荒木 良子・寺脇 理香

1 本校の概要

本校は福井県下では唯一の視覚障害教育の専門機関である。幼稚部・小学部・中学部・高等部および寄宿舎が設置されており、高等部には普通科と職業課程として保健医療科および専攻科医療科がある。近年、幼児児童生徒数は減少傾向にあるが、幼稚部3歳児から成人の中途障害者まで幅広い年齢層が在籍している。また、視覚障害のみの単一障害児者だけでなく、他の障害を併せ持つ重複障害児者が在籍し、一人一人の実態に応じた多様な教育的対応を行っている。

本校は大正2年に創立され、今年度には創立90周年を迎えた。視覚障害に対応するのは盲学校であるという自負が伝統として受け継がれている。

2 研究の方向性

(1) センター的機能についての考え方

センター的機能について福井県立盲学校として具体的な構想と方向性を持って取り組んでいるわけではないが^{(*)1}、従来より県内唯一の視覚障害教育の専門機関として、あらゆる視覚障害児者に対応するのは本校であるという意識があり、各校務分掌や学校全体で様々な取り組みがなされている。

現在、本校の取り組みとしては次のようなものがあげられる。

- ① 視覚障害教育に関する教員の力量向上（職員研修の充実）
- ② 幅広い多様な教育相談活動（乳幼児期、学齢期、高校生以上～高齢者）
- ③ 卒業生のアフタケア（医療、一般就労、福祉就労、施設入所）
- ④ ボランティア養成への関与
- ⑤ 理解・啓発活動（学校見学会、小・中学校の総合学習などへの協力）

他府県の盲学校においては特殊教育を取り巻く社会的な意識・情勢の変化に対応し、センター的機能をより発揮しやすいように校内の機構改革を行ったり、そのためのビジョンを出しているところもある^{(*)2}。「盲学校はこれからセンター化に向けて離陸するのではなく、どこに着地するのか早急に検討し、実現しなければならない時期に差しかかっている」（大前 2001）²⁾。本校においてもビジョン委員会を再起動させて各校務部や学部でそれぞれになされてきた取り組みを、今後の特別支援教育の在り方を見据えて、視覚障害教育のセンターという観点から構築し直す作業が進められている。

(2) 研究の方向性

本研究では、センター的機能のうち、教育相談、特に早期教育相談と学齢期の相談について焦点化し、視覚に障害をもった子ども達が地域の小学校に就学していく場合、盲学校の専門性を生かしてどのような支援ができるかを実践的に研究した。以下、本報告書では教育相談（乳幼児期～学齢期）に関するものに絞って述べていくことにする。

これまで教育相談として対応してきた幼児が地域の小学校へ就学するようになってきた。その場合、適切な環境のもとで学習できるように盲学校として支援できる体制と力量を持ちたいと考えた。もちろん従来から学齢期の教育相談も行ってきたが、内容は障害児本人への個別の指導であったり、時折の学級参観が主であった。しかし、1999（平成11）年度から開始した保育園への継続的な訪問相談の実践から、在籍校へも定期的な訪問相談などを行い連携をより深める活動をすすめることが、視覚障害児の地域での学びを支えるには必要と感じた。具体的に在籍校と連携を取るとはどういうことか、訪問相談ではどのようなことが課題になるのか、校内での体制作りはどのようにいけばいいのか、とくに担当者の力量向上はどうすればよいかなど、先進的に取り組んでいる他県の事例^{(*)3}も参考にしながら、福井県立盲学校の活動を作っていきたい。一歩進んでは見えてくる課題や求められる実践力について教育相談部で話し合い、疑問点や悩みを先進的な学校の事例に重ね合わせ、あるいは直接に訪問して解決し、また一

歩進むという方法をとった。

3 本校の教育相談活動

(1) 教育相談の役割

本校の教育相談活動を支える基本的な考え方について示したい。

本校は以前から乳幼児期からの教育相談に取り組んできた。こうした実践を積み重ねる中で、教育相談に対する考え方を次第に蓄積し、整理していった(荒木 2000)。¹⁾

① 視覚障害児およびその保護者にとって「盲学校は楽しい場所である。そこには自分をよく理解してくれる人がいる。困っているときにはいつでも相談できる。役に立つ情報が得られる」場でありたい。

② 保育園や小中学校にとっては「視覚障害のある子どもが地域のなかで育つように、共に保育・教育に係わってほしい」機関でありたい。

この考えに立つことで様々な活動を一つのこととして捉えられる。つまり対象児に直接に係わる、保護者のよき相談相手になる、保育園や学校に対して具体的な係わりの実際を示したり教材・教具を提供するなどのすべてを教育相談活動と考えている。活動の場所も様々である。家庭訪問する、在籍園・校へ出向く、盲学校で個別に係わる。なぜ、出向くのか?対象児が育つ場所で主たる係わり手とともに係わり、考えることが何より大切だと考えるからである。なぜ、盲学校でも相談をするのか?対象児や保護者が自分のペースで伸び伸びと活動し、他の視覚障害児者の存在を知り、仲間ができるからである。それが教育相談の機能であり、センター的機能である。

(2) 教育相談体制

本校では従来、教育相談は進路指導部の中の一係として行われてきた。1985(昭和58)年進路指導部の重点目標として乳幼児期の相談を取り上げ、職員会議や研修などにおいて教育相談活動の内容を報告し、意義を説き続けた結果、それまであった「よその子の面倒を見るのか?」という意識に変化が見られるようになった。さらに2000

(平成12)年4月1日実施の学習指導要領への記載、「21世紀の特殊教育の在り方について」、「今後の特別支援教育の在り方について」などの報告書が示す内容が一層、校内での共通理解を深めた。教育相談活動が行いやすいように時間割上の配慮や相談活動を授業時間としてカウントし、教育相談係の人数が増えるなど校内での体制づくりが進んだ。こうしたことを背景に2002(平成14)年度から校務分掌として独立し、教育相談部となった。分掌独立時、保育園への訪問相談、就学相談時の地教委や小学校などへの対応など対外的な活動が増えたこと、また独立した校務分掌として「看板」を掲げることで相談活動を校外に啓発していく必要性などを説明し理解を得た。

現在、教育相談部は3名で、主に乳幼児期から学齢期(中学生以下)までを担当する。高校生以上は普通科および理療科への入学に結びつくことが多いため、これまで通り進路指導部が担当している。定期的な来校相談の幼児・児童への直接の係わりや、中学生以上の教科学習に係わる相談は、教育相談部以外の教員が協力して当たっている。例えば、2003(平成15)年度は肢体不自由を合わせ持つ幼児に対する来校時の個別の係わりは理療科の教員が、中学校からの理科の授業への支援要請には中・高等部の理科の教員が当たっている。しかし、いずれの場合も、学校間の連絡調整や保護者との相談は教育相談部が行っている。

4 実践例に見る就学相談と学齢期の相談(取り組み事例から)

本研究の実施にあたり教育相談対象児からA, B, C, D, Eの5事例への継続的なかわりを取り上げた(図1)。

(1) 乳幼児期の教育相談

1) 定期的な訪問による教育相談

上記の5人はいずれも幼児期からの教育相談を行ってきた。Aは生後4ヶ月、開始時期が最も遅かったDも3歳からの継続的な相談である。Aが年少組になる時に本校相談担当者は言語や探索活動の成長の様子から個別の丁寧な係わりの必要性を感じ、月1~2回、1回当たり4~6時間の定期的な保育園訪問による教育相談を行うことになった。具体的には本児への直接の係わり、園長・保育士との情報交換、保護者との関係づくりを行った。係わり方の配慮、要点が保育士や保護者により伝わるようにAとの活動内容や保護者・保育士との話し合いの結

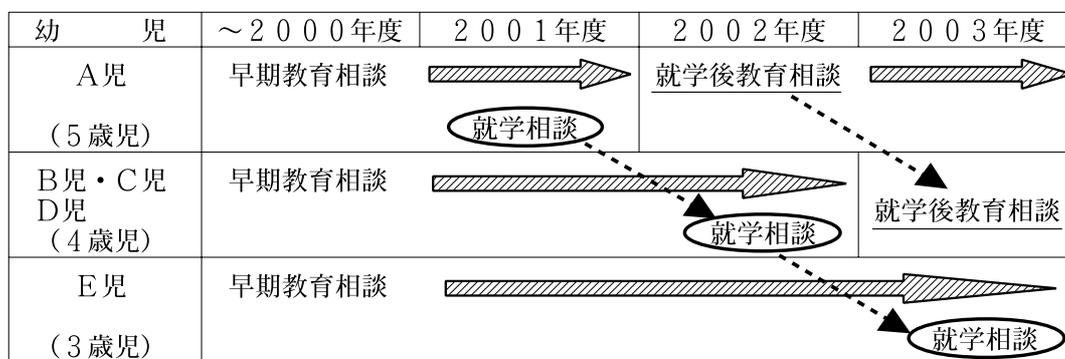
果は必ず報告書として文書にして提出した。これが本校として最初の定期的な訪問による相談の開始であり、以後、他の事例でも障害の状況や年齢、保育園や保護者の要望により訪問の回数・時間、訪問時の活動内容はそれぞれ異なるが、できるだけ在籍園を訪問する機会を持つようにした。

本校が保育園への訪問により学んだことは次のようなことである。

- ・保育園は地域の子育て支援の場である。
- ・主たる係わり手である保育園に対して、盲学校は「視覚障害の視点」をもって協働して保育にあたることができる。
- ・集団の中において、適切な支援があれば個別の丁寧な係わりが可能である。
- ・乳幼児期の適切な時期に適切な係わりを行うことが、後の成長に大きな意味をもつ。
- ・園長や保育士と頻繁に話をすることが相互の信頼関係を育てる。

訪問する盲学校教員にとって、健常児集団における視覚障害児を含んだ保育の難しさ（今井 2001）³⁾にどう応えるかが大きな課題となっている。

図1 就学相談を中心とした教育相談事例



年齢は2001年度4月現在

2) 来校による教育相談

従来から来校による定期的な教育相談は行われていた。形態については、過去に集団での活動を行っていた時期もあるが、近年は個別の係わりが中心である。一人一人の実態がなかり違うことと、日頃、保育園や小学校の集団の中で懸命に頑張っている子どもが、自分の気持ちを発散させるように活発に、あるいは自分のペースでじっくりと活動するためには、個別の方が適していると考えたからである。従って基本的には訓練的な係わりはせず、子どもの思いに添って活動するようにした。その中で見え方を知り、探索力、認知力を高めるような活動を取り入れていき、どの幼児も年長児には設定的な課題学習に取り組めるようになっていった。AとDは毎週1～2回（1回4時間）、BとCは月1回（1回2時間）の来校である。自分のペースで活動する、思いっきり遊ぶ、日頃の頑張りによるストレスを発散するなど、それぞれの子どもが保育園とは違った姿を見せる。こうした活動の中で漸次設定した課題学習にも取り組むようになっていく幼児もいる。

Aの来校時には保護者懇談の時間を設けるようにした。これは保護者への係わりも期待した保育園の要望でもあった。「盲学校で（見方や係わり方を）しっかり習っておいで」と園長は母親を送り出している。これまでの子育てのこと、子どもへの思い、兄弟のこと、就学の問題など、保護者とは様々な話をした。保護者から対象児の情報を得、一緒に子どもの成長を語り合い、子どもの見方と係わり方について理解し合えるようにと願っている。懇談は週1回1時間とし、Aの成長をお互いに確認し合ったり、本校の教員の係わりの意味を時にはビデオを見ながら説明したり、家庭での様子を保護者から聞いたりした。Aの保護者懇談の経験から、Dの保護者とも懇談の時間を設けた。またBとCの保護者とも必要に応じて子どもの活動とは切り離して懇談の時間を設定した。

これまでの係わりを通して次のようなことを得たことも大きかった。

- ・訪問相談・来校相談ともに、それぞれの意味がある…盲学校は視覚障害児者の集まりとしての場を提供することができる。盲学校教育についての具体的情報提供ができる。
- ・保護者への積極的な係わりが重要である…子どもと保護者とそれぞれに別々に対応する時間が必要である。

- ・保護者との定期的な懇談を続けることが、相互の信頼関係を育てる。

(2) 就学相談

Aの保護者は就学先の選択についてとても悩んだ。地域の小学校と盲学校のそれぞれの良さ足りないものを考え、揺れに揺れ続けた。保護者の悩みや揺れに保育園とともに寄り添いながら、この時に本校は「就学」とは何か、「就学相談」とは何かについて以下のようなことを学んだ。

- ・就学先の選択は子どもの障害に向き合うことである^(※4)…地域に就学できないことは、子どもの障害だけが浮き彫りにされ、地域から拒絶される思いではないか。
- ・就学相談とは保護者が悩んだり、揺れる過程に寄り添うことである…結論を早急に出すのではなく、一緒に考えていくことが大切である。
- ・就学相談とは小学校入学後の環境整備に関わっていくことである…小学校の支援体制や本校の支援体制について、関係機関が話し合い、よりよい状態で新学期が始められるようにする。
- ・就学相談はこれまでの相談の集大成である…対象児についての理解・情報（見え方、係わりの配慮、教材の工夫など）および保護者や保育園との信頼関係が基礎になって就学相談が展開される。
- ・視覚障害教育の必要性について十分に理解をしてもらうことが大切である…保護者、地教委、小学校に対して、その子どもに応じた教育上の配慮や工夫の必要性を知ってもらい、本校が今後も係わっていくことを相互に認知する。

Aの就学時の経験により、本校はその後、積極的に就学相談に係わっていくことになった。

(3) 学齢期における教育相談^(※5)の実際

1) 小学校への訪問による相談

Aは地域の小学校に就学して特殊学級に在籍し、非常勤の支援教員が付くことになった。就学相談を通して地教委、小学校と盲学校の連携がすすみ、入学前には本校の支援体制もほぼできていた。小学校から「教育相談」について正式の派遣依頼を得て、本校からは毎週水曜日に教員が訪問することになった。1限目から昼食時までは担当者とともにAに係わり、放課後に話し合いの時間を持つようにした。Aは全盲で教科学習に取り組むことができないため、小学校から教育課程、学習（指導）計画、日課の作り方、学習内容などすべてにわたって本校の教育相談に支援の要請があった。本校の相談の果たした役割は以下にまとめられる。

- ・カリキュラム作成から、教室環境、さらに具体的な学習内容まで提案し実施する。
- ・全盲児への係わり方を実演的に示す（係わり方のモデル提示）。
- ・教材、教具のアドバイス、貸し出しを行う。
- ・担当者の相談（対象児についての情報提供、係わり方の説明など）を行う。
- ・保護者の相談を行う。

また月1回（最終水曜日）は交流学习としてAが担当者とともに本校に来校し、個別の係わりを行った。

Aの支援教員は視覚障害児にとって優れた担任となった。歩行時の介添え方法が的確で、Aの探索に丁寧に付き合い、音声言語に頼りすぎないようにしながらコミュニケーションを豊かにしていった。これは本校の教育相談担当者の係わりが、支援教員に対するモデルとして適切であったことを示すものである。Aは探索力、歩行力、コミュニケーションの力をぐんぐん伸ばすことができた。Aの在籍する小学校への支援が学齢期の定期的な教育相談のモデルとなり、B・C・Dについての教育相談が進められた。それぞれの児童の実態によりその形態・内容は様々である。Bは月1回（1回5時間）の訪問で授業参観（TT的参加もある）、担任との懇談および月1回（1回2時間）の放課後來校、Cは学期1回（1回2時間程度）の授業参観、DはほぼAの教育相談の同じような形をとっている。いずれも保護者との直接の懇談時間をとるようにしている。

2) スクーリング

2003年度には初めてスクーリング（サマースクール）を実施した。年長児と小学校在籍児を対象とし幼児・児童、その保護者、在籍校の担当者が集まった。地域に孤立して存在する視覚障害児、その保護者および家族、教師などが集まる機会を「スクーリング」として企画したのは、次のような理由からである。

- ・視覚障害児の数は少なく、それぞれの学校で孤立しがちである。仲間の存在を知ってほしい。
- ・小学校では十分にはできない活動をして、自信をもってもらいたい（球技、実験・実習など）。
- ・保護者同士の情報交換、連携を図りたい。

- ・障害児の兄弟姉妹がつどえる機会としても活用したい。
- ・教師同士の情報交換，学習の場としたい。
- ・本校の教育相談部以外の教員に，教育相談児を知ってもらいたい。

他県の事例からもこうしたスクーリングの意義は十分に認識していたが，実際に実施してその重要性を体験的に知ることになった。保育園や小学校よりゆったりしたペースの中で子ども同士のコミュニケーションが活発になされた。保護者同士は悩みを共有し，相談し合った。保護者による体験からのアドバイスには説得力があった。兄弟姉妹達も伸びのびと活動し，「また来たい」と楽しんでくれたようだった。今後も発展的に継続していきたい。（中学生の事例では長期休業中に本校の部活や補習に参加して，自信を持ち，楽しむことができた。）

学齢期の教育相談を実施してきて，わたしたちは次のようなことを学んだ。

- ・視覚障害児が地域の学校で学ぶための条件，課題を知ることができた。例えば地教委，在籍校の理解のもと在籍校においては支援教員がついて個別の学習体制を取ることが出来る，また，本校からは手厚い教育相談を実施することができるなど，一定の条件が整えられれば全盲の重複障害児であっても地域の小学校で学習が可能な場合がある。
- ・同じ障害を持つ児童同士が接する機会を意識的に設定することが非常に大切である。

5 研究に取り組んで

本研究に取り組んで，乳幼児期の教育相談を学齢期につないでいくために必要なこと，および学齢期の教育相談の課題を考えることができた。前者については就学相談の重要性とその実際を学び，後者については新たな課題を見つけることができた。

(1) 就学相談の考え方

乳幼児期の教育相談の成果を学齢期につないでいくには，就学相談が重要な役割を果たす。本研究を開始する時点では就学相談は本来の教育相談の役割ではなく，次のようなものであると考えていた。

- ・主たる目的は早期教育相談を通して，保護者・本人に対して本校の教育内容の理解を図ること。
- ・就学相談の主体は保護者と保育園など在地園である。
- ・就学相談の課題は早期教育相談を就学後の学習につなげること，および就学後の支援について検討していくこと。

上記の考え方の基本に変化はないが，本研究に取り組み，就学問題に保護者や保育園とともに関わったことで，次のように考えるようになり，積極的に就学相談に取り組むようになった。

就学相談は主たる係わり手が保育園から小学校へ，あるいは小学校から中学校へと変わる移行期を円滑につなぐための相談である。ある保育園で「わたしたちはこの子に就学先に行くことはできませんから，お願いします」と言われた。保育園での成長とそれを支えた保育園の配慮を，小学校へと引き継いでいくことは教育相談が担える役割の一つである。そのためには本人・保護者を中心として，保育園，特殊教育センター，地教委，就学予定の小学校と連携することが大切である。よく連絡を取り合い，直接に会う機会を大事にしたい。そしてできるだけ多くの情報を共有し，保護者・保育園と共通理解のもと就学先の選択を応援したい。

就学にあたっては保護者が，地教委や小学校に対して自分の考えや要望を伝えられることが必要である。後日，AやDの保護者は「なぜ，地域の小学校へ行きたいのかについて自分の考えや，地域ではどんな教育を望んでいるかについてきちんと伝えることが大事だ」と話していた。また，本校の教育相談を小学校に継続するためには，「乳幼児期から盲学校の教育相談を受けてきた。今後も同様に教育相談を受けたい。」という保護者や保育園から地教委や小学校への要請が必要である。そのように保護者自身が自覚的に自分の声を出すことができるような後押しをすることも教育相談の役割の一つである。こうした相談活動は乳幼児期からの信頼関係がベースになる。就学先の選択は保護者・本人にとって大きな決断である。悩みを聞いたり具体的な相談に応じられるのは，日頃からの保護者・在籍園との信頼関係が基にある。

そして，盲学校という立場から，就学希望先がどこであっても視覚障害教育についての必要性は十分に伝えなければならない。

(2) 学齢期の教育相談の課題

本研究で初めて小学校への定期的な訪問相談に取り組み、次のような課題に向き合うようになった。

1) 体制についての課題（通級指導教室と教育相談の関係）

小学校への訪問による教育相談は、実質的には通級指導である場合も多い。制度としての通級指導教室が設置されスタッフが確保されることで、小・中学校は支援を受けやすくなり^(*6)、本校内での活動への共通理解も得やすくなる。実績を積み、通級指導教室の制度化に向けて行政にアピールしたい。通級指導教室的な活動と教育相談活動についてどのように整理すればいいのか、今後の検討課題である。

2) 求められる視覚障害教育の専門性への対応

第一に現職教育の重要性を再認識した。教育相談では点字、歩行、弱視レンズ、教材・教具、学習方法など実に多様で幅広い専門的な力量を問われる。こうした力量は日頃の教育実践で培われ蓄積されたものである。盲学校の在籍児生の少人数化、重度・重複化により「日頃の教育実践」が危惧されるが、だからこそ、現職教育が重要であることを強く実感するようになった。視覚障害教育の専門性の向上と継承は盲学校内の努力に負うという考えのもと、本校では近年、図書研究部を中心に現職教育に力を入れるようになった。一層の努力をしていきたい。

また、分掌として教育相談部だけでは担えない仕事であることも実感した。様々な専門性を持った複数の教員の必要性（杉岡 2000）⁴⁾は学年が上がるにつれてより大きくなる。特に中学生以上になれば教科ごとの対応が必要になってくる。これまでの事例では校内で他の教員・学部から協力を得ることができ、また、視覚障害教育の専門家としての力量の高さや相談としての対応のよさを実感できた。こうしたことから、基本的に視覚障害教育の専門性の提供に関しては本校の教員の理解は深いと考えている。必要に応じて教科担当者や学部等と教育相談部と一緒に活動し、学校全体で対応が可能になるよう一層の理解を求めていきたい。

3) 視覚障害児を含む学習集団を作るための支援

小学校での子どもの成長をみるうちに、視覚障害教育の専門性の提供だけではない教育相談の働きを考えるようになった。つまり、地域で学ぶときの視覚障害児自身の育ちと障害児を含む学習集団作りは、地域の小学校と本校双方にとって新たな課題状況である。障害児も他の子ども双方が障害を理解し、いい関係を育てていくための課題や、視覚障害児を含む学習集団の学びに起きてくる課題に対して、視覚障害教育という切り口を持ちつつ、地域とともに取り組むことが教育相談の仕事であると考えている。

例えば理科の教員は次のように言う。「視覚障害児が実験に参加できない。実験の質と内容を変えずに視覚障害児も参加できるように実験を組み替えてこの学級に提案できなければ、教育相談の意味はないのではないかと。しかし、それだけの立場に自分はいらぬのか、それだけのことができるのか」。また小学校への訪問相談担当者は次のような悩みを持った。「確かに対象児はしっかりと育てているが、地域の学校の子どもとして受け止められているのか。小学校内に一部の教員と盲学校からの支援に任せればよいという空気ができてしまったら、教育相談の意味はなくなる」。あるいは「子ども自身が普通学級で頑張りたいという気持ちから、非常なストレス状態になることにどう対応していこうか」。視覚障害に対する配慮は必要であるが、過剰な配慮は過保護となり、他児への一方的な障害理解の押しつけになったり、対等な関係を育てることを阻む。どうふるまえばよいのかを担任から問われることもある。

障害児を含む学習集団、その学びを作ることがこれからの教育の営みであり、そのためにこうした実践の中で一つ一つぶつかった課題に、地域校とともに立ち向かい解決していくことが本校の仕事であると考えている。

6 歩いてみてわかる

目の前の出来事に対応するために歩きながら考え、歩きながら形を作り、さらに歩いてきたことでわたしたちは前へ進んできた。先行研究や事例に学んだことを自分たちの課題として捉えることができ、自分たちの実践力になった。例えば、健常児集団の中における障害児の「個」育ての意義と難しさ、スクーリング（サマースクールやウィンタースクール）の大切さなどを認識することができた。障害児やその保護者にとって「就学」とはどういう意味を持つかはAの就学問題にぶつかって初めて、深く考えることになった。専門性は「教材製作業、人材派遣業」⁵⁾だけではない「人間性や心の琴線に触れるものを含んでいる」という言葉が身にしみてわかる。人の育ちを学び、障害についての深い理解と高い技量をもってこの仕事にあたりたい。特殊教育をとりまく情勢が変わっていくなかその変化の行く先を分析し見極めつつ、目の前の子どもや保護者・地域とともに確実に歩みたい。本校が歩いた後

を形に残し、そこから次の形を探っていきたい。

(注)

- * 1 1999年度には『福井県立盲学校のビジョン』を出して、今後の盲学校の在り方について方向性を示した。また2003年9月よりビジョン委員会を立ち上げて、今後の盲学校の構想について検討を始めた。
- * 2 例えば、滋賀県立盲学校は視覚障害児支援センターが2000年度設立され、山梨県立盲学校ではそれまでの弱視教育相談室が発展して2003年度から視覚障害教育相談・支援センターとなった。また岩手県立盲学校では2002年度に盲学校センター事業部を立ち上げた。
『視覚障害教育第94号』は《地域の視覚障害教育センターとしての盲学校役割》を特集し、全国から18本の報告を掲載した。
- * 3 具体的には奈良県立盲学校の視覚障害教育相談室、山梨県立盲学校の弱視教育相談室、大坂立盲学校の教育相談、京都市立新道小学校アイリス教室などの実践およびその報告書などである。
- * 4 当時のAの教育相談記録に次のような記述がある。
Aの場合母親は生後1年半は十分に係わってやれなかったと振り返っている。—中略—保育園がAを受け入れてくれたことは、母親が安心して子育てに向かう気持ちを大きく支えたのだと思う。保育園に通い、教育相談での支援も受けて、子どもを障害ごとと愛し育ててきた母親は就学時に社会的に障害を再認識させられることになる。小学校入学は「障害」を浮き上がらせる—中略—就学に向けて他の子どもとは違う経験をしなければならない。それは十分な説明の元に行われるのだろうか。—中略—母親は言う「(教育委員会は)話を聞きたいと言っても、何もしてくれない。」「早く、決めてほしいと言われているようで、追いつめられるような気がする」「保護者の決定で決まると言いながら、小学校はダメだという条件しか出さない」(荒木 2001年12月)
- * 5 大前は「全国の各盲学校が共通認識を持って、教育相談と通級指導を明確に区別して、通級指導として位置づけ、実践を公表していくことが重要である」(大前俊夫 「通級による指導」および「保育相談活動」の現状と課題 大阪市立盲学校研究紀要 第33集, 13-27 2001)と述べている。この考え方に立って教育相談としての係わりと実質的な通級指導としての係わりは区別しておきたいが、ここでは教育相談として記載する。
- * 6 視覚障害児が入学予定の小学校からは「通級のようなことをお願いできるのか?」という問い合わせを受けた。支援が必要なことは、支援を行う機関があることで逆に自覚できる場合もある。

参考文献

- 1) 荒木 良子 本校における乳幼児に対する教育相談について. 福井県立盲学校研究集録, 34-41, 2000
- 2) 大前 俊夫 「通級による指導」および「保育相談活動」の現状と課題. 大阪市立盲学校研究紀要第33集, 13-27, 2001
- 3) 今井理知子 本校における保育相談活動の現状と課題. 大阪市立盲学校研究紀要第33集, 1-6, 2001
- 4) 杉岡 一子 小学校に在籍する盲児への援助Ⅱ. 奈良県立盲学校研究集録27号, 86-92, 1999
- 5) 滋賀県立盲学校 滋賀盲の教育をすすめるために. 滋賀盲の教育, 1-7, 2003

盲学校における「視覚障害教育相談支援」機能の開発

神奈川県立平塚盲学校

工藤 伸一

1 取り組みの背景

神奈川県内には、盲学校が3校（本校、横浜市立盲学校、横浜訓盲学院）あるが、県立盲学校は本校1校であり、学区は全県が対象となっている。

視覚障害児（者）は、他の障害と比べると数が少なく、視覚障害に関する専門的な機関も限られている。そのため、盲学校ではかなり以前から、視覚障害を持つ幼児、児童、生徒の相談に応じるとともに、一般の視覚障害者の相談にも可能な限り対応してきた。

視覚障害教育においては、視覚障害が情報障害であるという特性から、乳幼児期の系統的な指導の重要性も認識されており、眼科等を経て乳幼児が盲学校に相談に来るケースも以前から多くあった。さらに、盲学校は鍼・灸・あんまマッサージ指圧にかかわる理療教育を中心とした職業教育の課程を持っており、視覚障害者の職業の分野においても中心的な役割を果たしてきている。卒業後の生徒に対する支援や、中途視覚障害者の相談などにも積極的に取り組み続けてきている。こうした傾向は本校だけに特有のものではなく、全国の盲学校に共通するものである。

このように見てくると、盲学校のセンター的機能は決して新しいものではなく、以前からその必要性が認識され実践されてきているものだといってよいであろう。しかし、これまでの盲学校の外部へのサービスの多くは、組織的に対応するという姿勢は弱く、学校全体としての取り組みという点からは限界があったといえる。教育相談等への対応はそれぞれのケースごとに、一部の教員が時間的に可能な範囲内で対応したり、熱心な教員の献身的な努力に委ねていたりするのが一般的であった。また、在籍している児童生徒に対する指導が教員としての本務であり、外部の相談や支援活動などは付加的なサービスと捉えられるため、業務として認められにくい側面もあった。

しかし、盲学校の在籍者数は減少傾向にあり（図1）、とくに幼、小、中学部においては、在籍する幼児児童生徒の障害の重度化、重複化が進んでいる。その一方で、一般の幼稚園や保育園、小・中・高等学校で視覚障害児童生徒を受け入れる傾向が強まってきている。こうしたことから、近年盲学校では相対的に高等部の在籍者数の占める割合が高くなっている。職業教育課程だけを見ると学齢以降の中途視覚障害者の比率も高くなってきている。こうした現状から、盲学校は従前のような学校組織としては成立しにくくなりつつあり、視覚障害にかかわる専門的教育機関として盲学校をどのように維持発展させていくからが今後の大きな課題となっている。今後、盲学校は、在籍している子どもたちに対する指導を充実させるとともに、盲学校の機能の重要な柱の一つとして、相談支援の機能を発展させていくことが求められている。

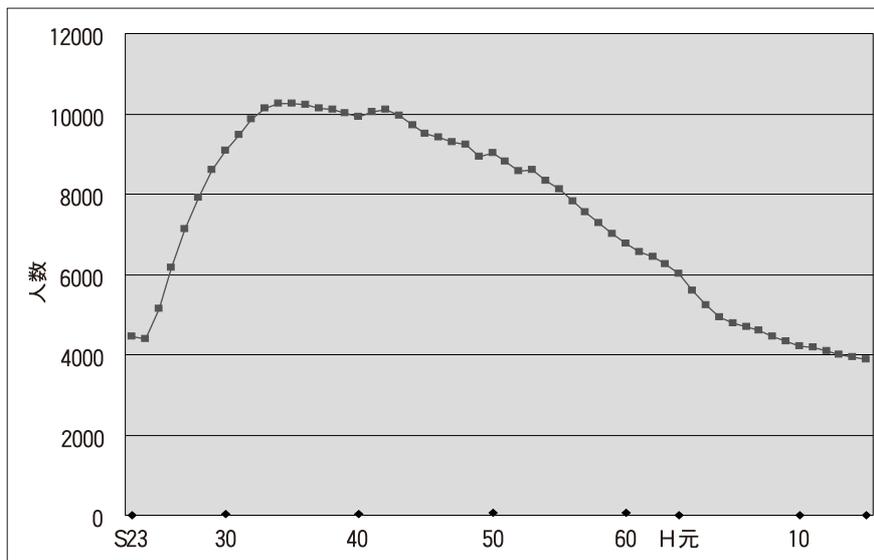


図1 盲学校の在籍数の変化

2 校内の組織作り

(1) 相談支援委員会の設置

本校では、前述したような状況に鑑み、平成13年度から「相談支援委員会」を設置し、この委員会が中心となって視覚障害教育支援センターとして外部への相談や支援についての組織的な活動を開始した。

本校の校務分掌は、部会、委員会、特別委員会で構成されている。相談支援委員会の位置づけについては、さまざまな意見があったが、特別委員会に位置づけられることになった。特別委員会は、その時々が必要に応じて設置される委員会という性格が強く、相談支援委員会のように継続的に重要な役割を果たす組織は特別委員会にはなじまない面もある。一方、相談支援という業務の性格上、さまざまな分野で専門性のある職員を中心にメンバーを構成する必要がある、他の校務分掌にとらわれず自由に参加、活動ができる点を重視した方がよいという面もある。本校では、どちらかという後者の点を重視して、特別委員会としての位置づけることとし、現在に至っている。

当初、この委員会は、原則として各学部から1名ずつ選出された委員で構成された。その後、学校内外を取り巻く状況の変化からニーズが高まってきたこともあり、平成15年度は各学部2名の委員の参加を得て活動を行うようになった。専任として位置づけられた担当者はいないが、小学部の教員1名と高等部普通科の教員1名が、週のうち1日を相談支援担当日として校内での授業を持たないように配慮され、その分、担当授業時数が少なくなっている。

相談支援委員会の位置づけや、専任を置くかどうか、授業時数の配慮をどのように扱うかなどについては、今後の活動の状況によって対応していくことになる。

3 盲学校におけるセンター的機能の概要

本校では、視覚障害教育支援センターとしての盲学校の役割を次の五つの側面から考えている。

- (1) 教育相談・支援
- (2) 視覚障害に関する情報提供
- (3) 教職員の研修の機能
- (4) 理解啓発に関するセンターとしての機能
- (5) 生涯学習のセンターとしての機能

以下にそれぞれの活動の概要を述べる。

(1) 教育相談・支援の機能

- ・早期教育相談支援
- ・一般の小・中・高等学校に在籍する視覚障害児に対する相談支援

(2) 視覚障害に関する情報提供の機能

- ・視覚障害に関する情報の提供
- ・用具の貸し出し
- ・指導事例や教材等の提供

(3) 教職員の研修の機能

- ・地域の特殊学級との連携
- ・小・中学校の教職員を対象とした視覚障害教育理解推進事業
- ・神奈川県弱視教育研究会を通過しての弱視学級担当者との連携

(4) 理解啓発に関するセンターとしての機能

- ・小・中・高等学校の総合的な学習等の支援
盲学校の見学の受け入れ
小・中・高等学校に盲学校職員を講師として派遣
作品や手紙等の受け入れ

- ・地域の商店街でマッサージのデモンストレーションを実施
- ・公民館に盲学校職員を講師として派遣（ツボ療法、母親教室）
- ・学校開放、学校見学、体験入学
- ・公開講座の実施
- ・地域のボランティアとの連携

（５）生涯学習のセンターとしての機能

- ・地域の視覚障害者を対象としたパソコン教室の実施
- ・地域の視覚障害者を対象とした進路や生活に関する相談
- ・施設の開放
- ・卒業生に対するフォローアップ指導

上記のような内容に関して視覚障害のある人々を支援するには、さまざまな機関や施設が相互に密接な連携を図りながら、取り組む必要がある。本校の実践においても、医療、教育、福祉などの関係諸機関との連携を重視している。

4 相談支援活動の実際

ここでは相談支援委員会のいくつかの活動内容を取り上げ、具体的に紹介することにした。

（１）乳幼児教育相談

本校の幼稚部は、3歳児学級、4歳児学級、5歳児学級の3年保育体制をとっている。この他にも教育相談の形態をとっており、対象としているのは三歳未満児と一般の保育園や幼稚園に在籍する幼児である。本年度については概ね十数名の幼児がこの形態で指導を受けている。こうした教育相談対応については、場合によっては年度の途中から指導を開始するケースもある。指導の回数は、個々の幼児の発達段階や特別な指導のニーズによってさまざまだが、月に1回から数回というケースが多い。ちなみに平成14年度の実績を見ると、対象となった幼児は16名、年間の相談回数は272回であった。

指導内容は、対象児の発達段階や特別な支援に対するニーズを考慮して計画される。主な指導内容は、

- ・基本的な身体の運動や動作に関すること
- ・基本的な生活習慣に関すること
- ・さまざまな感覚を活用して周囲に対する関心を高め、探索行動を促すこと
- ・ことばや概念を豊かにすること
- ・見る力を高め、イメージを豊かにすること

などである。また、子どものニーズに応じて、弱視レンズの基礎的な指導や、点字導入期の基礎指導を行うこともある。

乳幼児の教育相談においては、保護者に対する発達相談、養育相談も重要である。また、子どもが関係している保育園や幼稚園、通園施設などとの連携も欠かせない。必要に応じて、盲学校の相談支援担当者が関係機関を訪問し、子どもの指導について協議する機会を持つようになっている。

（２）一般の小学校に在籍している視覚障害児童に対する支援

本校相談支援委員会が中心となって、定期的に小学校在籍児童へ相談支援を行っている事例を表1にまとめた。

平成15年12月現在、本校に来校して指導を受けている児童が2名、本校の教員が巡回して支援を行っている児童が5名である。巡回の対象となっている5名は、すべて点字を使用して学習を行っている児童である。これらの児童は、本人や保護者の希望が認められ、地域の教育委員会によって通常学級および弱視学級などへの在籍が認められたものである。

表1 支援をしている小学校に在籍する児童（平成15年度）

対象児	市町村	学年	在籍	使用文字	形態	回数
A	Z市	1	普通学級	墨字	来校	月1回程度
B	O市	6	普通学級	墨字	来校	学期に1回程度
C	I市	1	弱視学級	点字	巡回	週1～2回
D	S市	3	普通学級	点字	巡回	月1回程度
E	Y市	3	弱視学級	点字	巡回	学期に1～2回
F	S市	4	弱視学級	点字	巡回	月1回程度
G	F町	5	肢体不自由学級	点字	巡回	学期に1～2回

これらの小学校に在籍している児童に対して盲学校がかかわる相談支援の内容は、これまでの実践から大まかに次のようにまとめることができる。

1) 盲学校の教員が直接、子どもの指導に当たる内容としては次のようなものがある。

- ・弱視レンズの指導
- ・文字指導
- ・点字指導
- ・そろばんの指導
- ・歩行指導

これらの内容は、比較的視覚障害教育に関する専門性を必要とする指導内容であるが、弱視学級担任など、在籍する学校に対象児童を個別に担当する指導者がいる場合には、盲学校教員と担当者が協力して指導に当たるなどして、指導内容が日常の学校での活動に生かせるようにしている。また、こうした活動の中には日常生活での配慮が重要なものもあるため、指導内容が日常生活の中でも生かすことができるよう保護者の理解を得る努力もしている。

2) 在籍する学校内の施設設備や用具、教材に関する相談

- ・校舎内や校庭の危険箇所、障害物などのチェック
- ・教室内の照明や、学習に便利ないすや机の整備
- ・必要な教材や用具とその入手方法の確認

3) 盲学校にある教材や用具の貸し出し

- ・触覚や音声を活用した教材の貸し出し

4) 指導法に関する相談

- ・点字の読み書きの指導に関する相談
- ・歩行の指導に関する相談
- ・各教科の指導上の配慮事項

5) 個別の指導計画に関する相談

- ・長期目標や短期目標の設定について
- ・指導上の配慮事項について

(3) 事例

次に本校の相談支援活動として支援に取り組んできたいくつかの事例について、紹介する。

1) 事例B

本児は、小学校6年生で、地域の小学校に通っている。視力は0.08で、幼稚部は本校に在籍していたが、小学1年から地域の小学校に進学した。地域の小学校への進学にそなえ、幼稚部のころから遠用弱視レンズの訓練を受けていた。小学校に入学した1年生のころから、保護者の希望により本校が支援することになった。1年生か

ら3年生までは週1回、4年生と5年生の時は月1回盲学校に来校していた。来校時の指導としては、低学年時はゲームなどを通して文字のイメージをはっきりと形成することに重点をおいた支援を行い、遠用弱視レンズの効果的な使い方について継続的に取り組んできた。

盲学校へは母親と一緒に来校していたので、毎回母親との面談の時間をとり、通学している小学校や家庭での様子に関して相談を行ってきた。

また、在籍する小学校の学級担任が盲学校を訪問し、実際に弱視レンズの指導の場面を見てもらうとともに、学級の中での学習や生活の諸問題について話し合った。学級担任は、授業中における本児に対する配慮事項について多くの示唆を得たといっていた。

2) 事例C

本児は本校幼稚部を卒業し、保護者の強い希望で地域の小学校に入学した。本児は学習や日常活動においては視覚以外の感覚を主に活用している。小学校入学に際しては、在籍する小学校に弱視学級が設置された。しかし、弱視学級の担任は視覚障害教育の経験はなく、点字についてもほとんど知識がなかった。この小学校は本校と隣接する市にあり、距離的にも近いこともあって、週1～2回本校の相談支援担当教員が本児の在籍する小学校を訪問し、点字を中心とした個別の指導に当たるとともに、教材や指導法の相談に応じている。

本児は、本校幼稚部に在籍していたころから点字の指導を受けていた。小学校入学当初は、単語がやっと読める程度であった。その後、盲学校の継続的な支援が可能となったため、系統的な点字指導を進めてきた。その結果、現在本児は、点字による文章をほとんど読み誤ることなく、内容を理解しながら読み進めることができるようになってきている。点字使用の1年生としては十分な速さで読書ができるようになってきていると思われる。

3) 事例D

本児は、小学3年生で、小学校の通常の学級に在籍している。学年相応の教科学習が十分可能である。本事例の場合、在籍する小学校には弱視学級は設置されていないが、介助員が1名配置されて本児に対応している。本校の相談支援を行うことになったきっかけは、本児の保護者から、歩行指導を受けたいという希望が寄せられたことによる。要請に応え、月1回程度、白杖歩行の指導を開始した。本児の自宅と小学校間の登下校路を中心に、学校周辺にいくつかの歩行コースを設定し、白杖歩行に取り組んできた。

こうした支援活動を通して相談支援担当と在籍小学校との関係が深まってきた。その結果、直接的な指導だけでなく、視覚障害教育用の教材教具の貸し出しも行うようになってきている。具体的には小学校の本児の担任から感光器（明るさの変化を音の高低で示す器具）、液温計などの理科関係の器具を借りたいという要望があり、盲学校が所有する器具を貸し出している。また、点字図書の貸し出しも行っており、本児は本校の図書館の蔵書を、小学校の「読書タイム」という読書の時間などに利用している。

4) 事例E

本児は、本校幼稚部を卒業後、地域の小学校に入学した。現在3年生になっており、点字を使用して学習している。この小学校には以前弱視学級が設置され全盲児童が在籍していたことがあり、本児の入学とともに再び弱視学級が開級されることになった。

本児の小学校入学にあたって、視覚障害についての専門的な教育支援も受けたいという希望が保護者から示されたこともあって本校の相談支援部門が対応することになった。本児の入学直前の年度当初から本校相談支援担当者が小学校に赴いて「弱視学級」開設準備の打ち合わせをおこなうなど初期の段階から小学校側と協力関係を築くことができた。

1年生の4～5月の2ヶ月間は週1回の頻度で訪問しきめ細かく支援した。6月以降は月に1回相談支援担当が小学校を訪問し、弱視学級担任に協力して指導にあたった。点字の入門指導を中心に、各教科の中での配慮事項などについても、協議しながら支援を進めた。2年生時は月1回程度の頻度で訪問した。3年生になった今年度は学期に1～2回程度の訪問を行っている。支援の内容は、学習で使用する教材や指導法に関して弱視学級担任との協議が中心となっている。

（4）小・中学校の教職員を対象とした視覚障害教育理解推進事業

近年、小・中学校では、総合的な学習の時間や特別活動の時間に、福祉関係の題材を取り上げることが多くなっている。そのため盲学校にも見学等の問い合わせが多く寄せられるようになった。そこで、相談支援委員会では、平成13年度からそうしたニーズに応えるとともに小・中学校教員の視覚障害教育に対する理解を推進するために、小・中学校の先生方を対象とした「視覚障害教育を体験する研修会」を計画し、実施してきている。平成13年度は

全1日の日程だったが、14年度からは2日間の日程とし、その内容の充実を図った。この研修会は夏季休業中に実施している。

平成15年度は、本校周辺の5市2町のすべての小・中学校に案内を送付した。その結果、24名の参加を得て実施することができた。

今年度実施した研修会の主な内容は次のとおりである。

- 第1日目
 - ・盲学校の紹介
 - ・特色ある教材や教具
 - ・弱視教育，シミュレーション体験
 - ・視覚障害者が利用するパソコン
 - ・点字
- 第2日目
 - ・盲導犬について
 - ・進路と職業教育
 - ・歩行，アイマスク体験

本研修会の内容は、ほとんどが実際に手を動かし体を動かして体験することを中心としたものである。参加者からも体験的な内容が多かったので、わかりやすく興味深かったという感想をいただいている。

この研修会が、参加した先生がそれぞれの学校で指導するときの手がかりとなるとともに、広く一般の視覚障害児童生徒や視覚障害教育の理解啓発につながることを願っている。今後も、研修の内容をより充実させて継続していきたいと考えている。

5 今後の課題

(1) 学校内の組織づくり

前にも述べたように、相談支援を実践する学校内の組織については、その時々状況によって最も適切な態勢を工夫していく必要がある。地域のニーズに基づいて、あるいは地域のニーズを開拓しながら、実践を進めていく必要がある。

盲学校は今後、少人数化、障害の重複化がさらにすすむと考えられる。このような傾向の中で、盲学校全体の組織の中でセンター的機能をどのように位置づけていくかも大きな課題である。

(2) 相談支援に当たる職員の専門性の向上

現状では盲学校の教職員が、すべて視覚障害教育の専門的な知識や技能を持っているとは限らない。また、最近では盲学校に在籍する幼児児童生徒が減少しており、盲学校の日常の実践の中で自然に専門的な知識や技能が身につくという機会も限定されてきている。視覚障害教育は大変範囲が広いので、それぞれのニーズに応じて、それに関する専門的な知識や技能を持った職員が分担する必要があるだろう。また、校内での研修会や事例検討会を通して、専門性の向上に努める必要もあるだろう。

相談支援は、限られた時間や条件の中で支援したり、相談先のさまざまな条件も考慮に入れたりしなければならないなど、幅広い知識や技能が求められる。そのため、相談支援に当たる職員には、研修の機会が重要である。また、ひとつのケースを複数の職員で対応することにより、相談にあたる職員自身も実践を通して研修することができるようになる。

(3) 地域におけるネットワークの形成

学校もその他の機関も、さまざまな課題に直面している。それらの課題についてはその組織の中で解決を図ろうという傾向がまだまだ強いように思われる。視覚に障害のある子どもたちに一貫性のある支援を継続的に行うためには、医療、教育、福祉や、ボランティアなどさまざまな機関が連携して支援に当たる必要がある。そのようなネットワークの中で、盲学校もいつでも気軽に相談できるリソースとしての機能の充実が求められている。

